

令和元年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 再検討要請

管理番号

41

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

外国人受入環境整備交付金の運用改善

提案団体

秋田県、岩手県、盛岡市、宮古市、一関市、陸前高田市、西和賀町、湯沢市、大仙市、小坂町、羽後町、東成瀬村

制度の所管・関係府省

法務省

求める措置の具体的内容

外国人受入環境整備交付金について、地方公共団体の予算編成や議会日程に配慮して、国の概算要求が公表される8月に合わせて、

- ・交付申請等のスケジュール
- ・対象となる事業の要件
- ・対象経費、対象外経費の別

に関する情報を提供すること。

具体的な支障事例

同交付金については、1月中旬に初めて国から説明があり、要綱案等の提示があったのは1月末であった。本県の場合、当初予算の編成及び2月補正予算については、2月議会で提案するために作業を進める必要があり、その庁内の調整は年内に完了している。このようなスケジュールでは、交付金を活用した事業の実施は非常に困難である。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

日程に配慮いただくことにより、全ての都道府県が平等に、交付金を活用した事業実施を検討することができる。

翌年度の当初予算編成に間に合う時期に、国の支援制度等の情報をいただくことにより、国の支援があつて初めて実施できる事業なども検討できる。

根拠法令等

平成 31 年2月 13 日「外国人受入環境整備交付金(整備)交付要綱」、
「外国人受入環境整備交付金(整備)公募要領」

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、富山県、豊橋市、小牧市、大阪府、大阪市、島根県、広島市、愛媛県、熊本市

○平成 31 年度の事業実施にあたり、当県でも当初予算額の不足額が生じたため、2月補正により増額予定としている。（※当県の状況…当県では、多言語による相談体制の拡充を図るため、平成 31 年度当初予算にお

いて一般財源により事業費を確保していた。その後、国交付金の説明・募集があり、当県では、交付金申請にあたり事業規模を拡大したため、採択に伴い事業費を増額する必要が生じた。このため、財政所管課とも調整し、来年2月補正により予算額を増額することとし、それまでの間は他事業予算の流用にて対応することとした。）
○補正予算等の準備をすることができず、仮に補正予算を組んだとしても、1か月半程度の期間で整備費を執行することは不可能であると判断し、当初の整備費交付金の申請は見送った。
○当初予算及び2月補正予算に係る庁内手続の調整が間に合ったため交付申請することができたが、手続に係る準備期間は極めて短かった。
○当市においても、外国人受入環境整備交付金の活用に当たって、当初予算編成に間に合わず、一次募集に申請することができなかった。

各府省からの第1次回答

ご指摘を踏まえ、国の予算決定スケジュールとの関係で可能な限り早期に同交付金に関する情報提供を行ってまいります。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

交付金の活用にあっては、いかに有効な事業を実施し、成果を上げられるかが重要であり、検討と準備の時間を少しでも確保したいことから、早期の情報提供を要望するものである。
情報提供にあっては、事業立案に必要な内容はもちろんのこと、前年度から変更が生じた内容については、特に早期の提供をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

令和元年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 再検討要請

管理番号

105

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

首長申立てを行う市町村の基準の明確化

提案団体

茨木市

制度の所管・関係府省

法務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

市町村長は、老人福祉法等により、65 歳以上の者等につき、その福祉を図るために特に必要があると認めるときは、成年後見審判の請求をすることができるところ、対象者の現在地と居住地、援護元が異なるなど、複数の市町村が関わる場合、いずれの市町村が成年後見審判の請求を行うものか基準を明確にしてほしい。

具体的な支障事例

老人福祉法第 32 条、知的障害者福祉法第 28 条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 51 条の 11 の 2 により、それぞれ、市町村長が、65 歳以上の者等の対象者につき、その福祉を図るために特に必要があると認めるときは、成年後見審判の請求をすることができる。

市町村長申立権の根拠である老人福祉法等の「その福祉を図るために特に必要があると認めるとき」との規定は、本人の意思能力や家族の有無、生活状況、資産等から判断して、特に申立ての必要性がある場合、に市町村長の申立権を認めたものと解される。

このように理解すると、障害者施設や介護保険の住所地特例対象施設に入所中の方については、複数の市町村が市町村長による成年後見審判の申立てに関わることになると考えられ、この場合、対象者の状況を把握できる立場である措置権者、介護保険の保険者、あるいは自立支援給付の実施主体、生活保護受給者の場合は生活保護の実施機関となっている市町村が、申立てを行うことが妥当との考え方もあり得るところである。

一方で、対象者の状況をよく知ると考えられる援護元の市町村が、対象者をよく知らない、事例がない、などの理由で申立てを断るケースもあり、いずれの市町村が申立てをするか調整に難航することがある。その結果、調整に時間を要し、当該市町村間において事務が生じる上、対象者の権利擁護に影響を与える可能性もある。

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

対象者の現在地と居住地、援護元が異なるなど、複数の市町村が関わる場合、対象者を住民基本台帳に登録している市町村の市町村長が後見等開始の審判の申立てを行うのか、介護保険等のサービスの援護元が申立てを行うのか、現在、明確な基準がないところ、これを明確化する通知等が発出されれば、市町村間の調整が改善され、さらには、対象者の権利擁護にも寄与するものと考えられる。

根拠法令等

老人福祉法第 32 条、知的障害者福祉法第 28 条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 51 条の 11 の 2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、白河市、水戸市、川越市、江戸川区、横浜市、川崎市、十日町市、浜松市、豊橋市、大阪府、大阪市、川西市、南あわじ市、串本町、広島市、徳島県、徳島市、高松市、宇和島市、久留米市、熊本市、中津市

○関係自治体との調整に時間を要しているため、全国どの地域でも成年後見制度が効果的に活用されるよう、国が示すガイドライン等があると効率的であると考え。

また、平成 17 年 7 月 29 日厚生労働省社会・援護局通達障発第 0729001 号、障精発第 0729001 号、老計発第 0729001 号通知「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」の一部改正についてにより、首長申立ての親族確認は 2 親等以内とされているが、養子に行った者や死別の配偶者の兄弟等が対象者と会ったこともないなどのケースも多々有る中で、その説明やトラブルとなりかなりの時間を要することも有るため、併せてマニュアル等があると効率的ではないかと考える。

○今後の認知症高齢者の増加に伴い、住所地特例施設入所者や住所地と居住地が異なる場合などの成年後見制度適用事案の増加を想定したとき、明確な基準の制定を希望する。

○当市においても、他市町村にある住所地特例施設に当市が措置入所の手続きを行い、住所地が他市町村、介護保険の保険者が当市となった対象者について、当市と施設がある他市町村のどちらが首長申立てを行うのか検討を要したケースがあった。当該ケースについては、結果的に、措置入所の手続きを行い、介護保険の保険者である当市において、首長申立ての手続きを進めることとなったが、当該ケースのように複数の市町村が関わる場合、どの市町村が首長申立てを行うのか明確な基準が定められていると、市町村間の調整がスムーズになり、対象者の権利擁護にも寄与するものと考えられる。

○当市及び県下他市町村においても、各市町村で定めた要綱に基づき実施しており、施設入所や長期入院等で居住地と支給決定地が異なる場合等は、市町村間で協議が必要となる。当市では、市町村間の調整を誰が担うのか明確ではなく、市町村職員が支援者に対し、直接他市町村に相談に行くように伝える事例も発生している。支援者の多くが法律の専門家ではないため、本人の権利擁護の相談をしていく中で「たらいまわし感」は、支援者の疲弊につながると考えられる。また、市町村や専門職団体から、県に対しモデル要綱の作成や複数の市町村が関わる場合の申立方針を示すよう依頼しているが、いまだ示されていないため、制度改正の必要性があると考えられる。

○成年後見審判は年々増加の傾向にあるため、今後同様のケースが見込まれる。複数の市町村がかかわる際に、成年後見開始の審判の申立てをどこが行うのか明確化される必要性は十分にあると考えられる。

○他市の施設に入所されている方の住民票が当市にある事例で、当市で審判の申立てができないか検討したケースがあった。この場合も、現在地で申立てする方が手続きがスムーズではと考えつつも明確な基準がなく苦慮した経緯があった。

○成年後見制度に関する首長申立についての明確な基準が示されれば、市町村間での調整などに要する無駄な時間が解消され、成年後見人制度を円滑に運営することができ、認知症高齢者等の権利擁護につながると考える。

○県レベルでは、首長申立の実施者について県内市町村に共通の「考え方」が示されているが、県を越えた調整の場合、理解が得られないことも想定される。

○当市においても、昨年度住民票を職権にて削除された者の支援に関わった。そのケースは申し立てには至らなかったが、今後もこのようなケースの増加が考えられるため、基準の明確化を求める。

○当県においても県内の各市町村からも国から統一的な取り扱いを示してほしいとの意見が多数ある。

○当市においては、住民票を他都市におきながら、当市に 10 年以上居住の実態があった方について、当市が生活保護の実施機関となっていることを理由に市長申立を行った事例あり。

○当市においては、首長申立てをするにあたり、対象者の居住地の家裁へ申立てをするという観点から、居住地の市町村が申立てをすべきと考えている。しかし、実際には、他市町村より、介護保険の保険者であることや、住民基本台帳上の住所地が当市であることを理由に、首長申立てを依頼されることがある。当市としては対象者の権利擁護に影響を与えることは避けたいため、柔軟な対応をしているが、どちらの市町村が行うかの明確な決まりはなく、それぞれの市町村の考え方も異なることから調整に時間を要することもある。

○当市では、原則本人が居住する区(市町村)が申立てを行うが、他の区(市町村)が本人の状況を把握している場合や、「居住地」が定まらない場合は、「現在地」を考慮の上、協議・調整を行い、申立てを行う区(市町村)を決めている。また、措置での施設入所者については、本人の状況がよく分かっている市町村であればよいと解されており、当市では原則措置をしている区(市町村)が申立てを行う。ただし、市外施設に市内居住者として措置している者や市内施設に市外居住者として措置している者に対する申立てについては、施設所在地の市町村と相談・調整を行うことを必要としており、市町村間で取り扱いが異なれば、調整に時間を要し、対象者の権利擁護

護に影響を与える可能性もある。

○当市においても、平成 29 年度に同様の事例が発生している（保険者が当市で住所が他自治体の住所地特例者について、当市の実施要綱では市の区域内に住所を有する者のみを対象としており、住所地の自治体では住所地特例で居住している者は保険者が担当するとする実施要綱となっていたため、どちらの自治体でも市長申立を行えない状況であった）。

基準の明確化は必要と思われるが、一律に市長申立を行う自治体を定めるのではなく、柔軟に対応できる（どちらの自治体でも対応できる道を残す）ような配慮も必要と考える。

○当市においても、本人に複数の市町村が関わることで調整が上手くいかず、市町村長申立てに至らなかったケースがある。現在はそれぞれの自治体ごとに主張申立て対象者要件を設定しており、明確な基準がない。近隣の市町村で調整するためにも基準がほしい。

○当県においても複数の市町村が関わる事例では、どここの市町村で申し立てを行うか課題となっている。そこで、施設所在地への集中を防ぐ意味から、一定の取扱いを示している。しかしながら、生活保護受給者及び長期入院者の取扱いについては、市町村の合意が得られず、取扱いを示していない。全国市町村の課題であり、また他都道府県との調整が必要な事例もあることから、国で基準を示してほしい。

○当市においても現況届に伴う事務や問い合わせ等の対応等が大きな負担となっており、期間の工夫や事務の軽減を求めたい。

○本人が県外等の施設や病院に所在となると、介護保険の保険者、あるいは自立支援給付の実施主体、生活保護受給者の場合は生活保護の実施機関等、適用できそうな根拠を探しながら他都市町村間と個別に調整をしているところである。申立てを行う裁判所については、本人の生活の本拠を管轄する家庭裁判所であることが定められているが、どここの市町村長が申立てするのかという点については法令上の規定はない。この点について実務上は、本人の状況（申立てが必要な状況）をよく把握している市町村長であればよいと解されているが、今後の制度の利用促進のためにも、全国的な基準を定めてほしい。併せて、成年後見利用支援事業の報酬助成の取扱いについても、全国的に一定の基準を定めてほしい。

○当市においても、後見等開始の審判の申立てを行うに当たり、住民票は他市にあり、他市の施設入所中の方が、住所地特例にて当市の障がい福祉サービスを受給しており、当市において申立てを行った事例があった。他市との連絡調整等で申立てに時間を要した。

○当市においても、介護保険の住所地特例で県外に出ている被保険者について、どちらの市町村で申立を実施するかで、意見調整をした事例があった。介護保険の住所地特例で県外に出ている被保険者の場合、保険者市町村が必ずしも本人の生活実態を全て把握していない（あくまで、介護認定等に係る調査のみを行うためである）ことが多い。また、申立にあたっては本人の住所地を管轄する裁判所にて申立を行うことから、手続き・審判において遠方に出向く必要性があり、介護保険者市町村が申立手続きを行うことは大変困難である。

所在地市町村の方が本人の生活実態の把握をし易いことや審判についても管轄裁判所が近いことから、申立が円滑に進むと考えられる。後見人等候補者も結局、所在地市町村周辺から選任されることになるので保険者市町村よりも所在地市町村が行うことが適当と考えられる。なお、介護保険法第 115 条の 45 第 3 項に定める地域支援事業の任意事業において「成年後見制度利用支援事業」（第 3 号）が規定されている。第 3 号の対象者は「被保険者（当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用被保険者を含む。）」と規定されており、本来被保険者市町村ではなく、在住市町村にて支援すると考えてよいものと思慮される。

そのため、市町村長申立についても在住市町村が第一義的にあたるように分かり易く明示すべきではないかと思われる。一方で関係市町村（この場合では保険者市町村等）に対しては、申立市町村に協力する義務がある旨を明示すべきだと考える。

任意事業の実施は各市町村の判断に任されており、該当事業を実施していない市町村では、利用支援事業を利用できない場合もあるので、任意事業ではなく全市町村が実施する事業に格上げすべきと考える。

○平成 12 年 3 月 30 日付け厚生省通知によると、審判の請求権を付与されるのは「その実情を把握しうる立場にある市町村長」とされている。当市で市長申立てを行う対象者は、原則として入所措置した者、介護保険者証を発行した者、障がい福祉サービス受給者証を発行した者、市長同意により医療保護入院を行った者、住民票及び居住実態のある者のいずれかに該当することとし、生活保護を決定した者は含めていない。一方、近隣の他の自治体では生活保護の決定を行った市町村が行うべきものと決められている場合があり、どちらで行うのか市町村間で話し合わなければならないことが度々ある。本人との関わりが深くよく状況を理解している市町村が行うことが望ましいが、それを公平に判断する原則の基準を明確にすることは必要と考える。

○当市においては、対象者が現に居住している場所という取り扱いを行っているため必ずしも、住民票の居住地に限ってはいない。

市町村によっては、住民票地と限定しているため、長期入院患者など住民票を前住所地においたままのケースなどは調整が必要な場合がある。

支援者にとっても、市町村にとっても統一ルールが整備されることが、速やかな支援に繋がると思われる。当市でも関係市町村間で調整がつかず対応に苦慮しており、同様の支障が生じているため、全国統一の制度を確立することで市町村の基準統一を図り、事務負担軽減及び対象者の権利擁護にも寄与するものとする。

支障事例

居住地 : A 市(救護施設)

住民登録地: A 市(救護施設)

生活保護 : 当市

転居予定先: A 市(グループホーム)

当市: 市長申立は可能だが、報酬助成対象外。

※市長申立のため、居住地へ職員が出張して本人面談を行う必要あり

A 市: 県の「申立書の作成 Q & A」に基づき、「援護の実施者は誰か、という理念や解釈が申立者を誰にするかという解釈の指針になると考えられる」という記載に基づき、援護者が申立者として対応しているため対象外。

対象者の状況把握、職員の出張を伴う事務負担、申立て先等を総合的に判断して、居住地の市町村が申立てを行うことが望ましいと考える。

○サービスの援護元と住民登録地が異なるケースが年間数件あり、その都度どちらが申立を行うのか協議が必要となっている。

○他自治体の施設入所者に関する申立てについて、対象者の情報を持つ市として申立てを行った事例がある。報酬助成や、亡くなったときの対応を含めて整理が必要である。

各府省からの第 1 次回答

成年後見審判の請求を行う主体については、成年後見審判を必要とする者の生活実態や支援の環境等が個人ごとに様々であることを踏まえ、関連する自治体間の調整に委ねられてきたところであり、一律に方針を示すことは難しいと考えており、提案自治体以外の自治体の意見も聞きながら慎重に検討する必要がある。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例からも、現状では自治体間の調整に時間を要していることが確認できる。

成年後見等開始の審判も、制度を理解し自己決定の上、本人申立て・親族申立てが望ましいと考えている。よって、首長申立ては最終手段であり、本人の権利擁護の観点から迅速な対応が必要な事例もあると考える。

生活の拠点を置く自治体が成年後見審判の請求を行う主体になるのか、介護保険等の保険者になっている自治体が主体になるのか慎重な検討をする必要があるかと考えられるが、一律の方針を定めていただくよう配慮いただきたい。

また、もし現状のとおり事例ごとに調整を加えていくとした場合に、自治体間の調整の結果、いずれかの自治体が請求を行うことになればよいが、どの自治体も対応せず、後見等を必要とする者に権利擁護の観点上、その人に不利益が生じた場合にどこがどう対応していくべきなのかは示していただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【十日町市】

成年後見制度は対象者の権利擁護の為の制度と認識している。このため慎重に検討する必要があると思うが、基準を明確化することにより、市町村間の調整時間を無くし、使いやすい制度として申立てを迅速に行い、支援を必要としている人にこの制度をつなげ、対象者の権利擁護を早期に行うことが必要と考える。よって「居住地の市町村が申立てを行うこと」を基準とし明確化することを要望する。

【浜松市】

複数の市町村が関わる場合、いずれの市町村が成年後見審判の請求を行うかの基準がないと、調整にも時間がかかり、スムーズな申し立て支援に繋がらない。今後増え続けるであろう首長申立て支援をスムーズに行うためにも一定の基準を示していただきたい。

【大阪府】

一律の基準や考え方が示されない場合、自治体間の調整に時間がかかることが想定される。その結果、本人に不利益が生じることに繋がりがかねない。

このことから、一定の方針をお示しいただくか、具体の例示を複数示していただくなど、各自治体の取り扱い状況や事例を把握し、速やかな申立ができるよう一定の基準をお示しいただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

令和元年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 再検討要請

管理番号

118

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

不動産取得税の課税資料として、登記所からの不動産登記情報の電子データ提供を可能にする

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

総務省、法務省

求める措置の具体的内容

不動産取得税については、固定資産税と同様に不動産の所有権移転登記に係る情報に基づき課税をしている。

については、不動産取得税も固定資産税に係る地方税法第 382 条第 1 項と同様の規定を設けて、都道府県にも登記所からの通知が行われるように地方税法を改正し、都道府県においてもオンラインにより提供される登記済通知に係る電子データを活用できるようにすること。

具体的な支障事例

【現行制度】

不動産取得税の課税資料収集にあたっては、地方税法第 20 条の 11 の規定に基づき、職員が登記所を訪問し、登記申請書を閲覧して不動産の取得について調査し、添付されている不動産の固定資産評価額等を含めて必要事項を手書きで写している。

【支障事例】

手書きで写すため多大な業務量となっている。これに加え、転記ミス、収集漏れなどの可能性があり、転記内容について改めて別の職員が確認を行っている。管内に複数の登記所がある場合は、それぞれ訪問する必要がある。

このように、人的労力が多大となっている。 ※平成 29 年度収集実績: 約 11 万 5,000 件(+同数の見直し)、登記所への出張回数: 約 1,000 回

全国地方税務協議会が平成 30 年 8 月に都道府県を対象に行ったアンケートでは、不動産取得税課税資料について、過去に法務局に電子データによる提供を求めたが、法的根拠がないため断られたと複数の県が回答した。

また、令和 2 年 1 月に登記情報システムが更改され、登記所から市町村への地方税法第 382 条第 1 項の通知についてはオンラインにより提供可能となる。これについて、本県税務課が総務省に照会し、都道府県にも提供されるか確認したところ、こうしたことは想定していない旨回答があった。

【制度改正の必要性】

上記の状況から、地方税法を改正し、固定資産税に関する同法第 382 条第 1 項と同様の規定を設け、不動産取得税に係る業務の効率化や適切な課税をより強力に担保すべきである。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

収集事務に係る労力の削減、収集情報の正確性が担保されるなど資料収集業務の効率化が見込まれる。不動産の取得から課税までの期間の短縮も見込まれ、適切な賦課徴収が可能となる。

根拠法令等

地方税法第 20 条の 11、第 382 条第 1 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

青森県、岩手県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、神奈川県、富山県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県

○当県においては、登記所に出向くことなく、市町村より紙ベースでの登記済情報の提供を受け課税資料としているが、資料が紙ベースであることから、賦課入力資料作成の際、誤って記入する事例があり、その確認作業に時間を要している。

○課税資料収集については、当県においても、県税事務所職員が毎月法務局に出向き、登記申請書を閲覧し、必要事項を手書きで写している。転記ミス、収集漏れ等に加え、事務所によっては複数の法務局での資料収集が必要であることから、数日にわたり、複数人が出張し、事務所での窓口・電話対応が手薄になるといった問題もある。

○昨年末に、共同住宅の敷地が地上権であったものを所有権と誤認し、資料収集したことによる課税誤りが判明し、追加調査を行ったところ、県全体で 127 件、約 958 万円の課税誤りが判明した。直ちに、①現在行っている手書きの資料収集方法に加え、登記情報を写真撮影し課税資料とすること、②登記情報を書き写す様式を見直すこと、③地上権等が設定された共同住宅の敷地の課税入力の有無を毎月確認すること、④初任者に対する研修内容を見直すこと、等の再発防止策を講じたが、手書きの資料収集方法を継続する限り、課税資料の収集漏れや収集誤り等のヒューマンエラーを払拭することはできないと考える。

各府省からの第 1 次回答

【総務省】

現行制度では、不動産取得税に係る課税資料は固定資産税と密接に関連するため、都道府県は市町村が決定する当該不動産の価格とともに市町村経由で収集することとされているところであり、都道府県が課税資料を市町村経由で収集できない理由や連携上の課題等についてよく伺いながら、法務省と必要な対応を検討をしてまいりたい。

【法務省】

要望内容の実現に当たっては、登記所から都道府県に情報を提供するための根拠規定の整理やシステムの整備が必要となることから、その必要性、費用対効果及び具体的な実現方法等について、総務省と検討を進めてまいりたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

地方税法の規定では、市町村は県に不動産の取得事実及び不動産価格を県に通知することになっているが、この業務は、経費及び業務量の面で市町村に過大な負担となることから、本県では、登記所で登記申請書簿冊を閲覧、調査し必要事項を手書きで入力票に書き写している。

また、市町村から紙で情報を入手しても電子データ化のためには県の費用負担が必要となる。仮に、電子データで入手できても、各市町村では県に渡すためのデータ化の費用を要するほか、システムが異なることから、県が活用するためには改めてフォーマットを修正するなど費用や時間を要する。

さらに、登記情報システム更改後も、当該システムに対応する予定がない市町村もあり、全市町村から電子データを入手することは困難である。

これに対し、登記所から LGWAN を通じて直接電子データを入手することで、次のメリットがある。

- ① 県・市町村ともデータ化の費用や通知に要する業務が大幅に軽減される。
- ② 統一のフォーマットで全市町村のデータが入手可能となる。
- ③ 登記情報システムに対応を予定していない市町村も含め、全市町村のデータが入手可能となる。

以上のことから、法改正の上、固定資産税と同様の方法で LGWAN を通じて電子データの入手を可能としていただきたい。

なお、最終的な提案実現を前提に、法改正や国側のシステム対応がなされるまでの間は、登記所から県への全市町村分のデータ提供の仕組みの実効性を担保した上で、LGWAN 以外の方法での電子データの受け渡しも考えられる。

国・地方を合わせて、国全体としての行政コストを最小化するという視点で御検討いただき、是非とも本提案の

採用をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【鳥取県】

登記データを用いた課税処理は、手書きによる転記ミスを防ぎ、業務の効率化に大きく貢献することが期待されるが、現行法では入手先は市町村のみに限られている。そして市町村のほとんどが登記データを用いた固定資産課税台帳の変更処理を行っておらず、法務省のシステム更新がなされる令和2年度以降においてもシステム改修費用のメドがつかないことや、台帳と登記とのずれが解消されていないなど、早期のデータ導入の意思はなく、県が市町村からデータ形式で不動産取得の情報を収集するのが遠い将来のことになってしまう。電子政府を推進するならば、市町村のシステム普及を待つのではなく、法務局から直接データ提供を受けられる仕組みが必要である。

【山口県】

本県では、登記所から電子データで通知を受けている市町が少ないことから、県には紙ベースでの情報提供となるため、本県の事務効率化に繋がりにくい。

それに加え、課税漏れの懸念や補足情報収集が必要であることから、当初から登記所で登記申請資料を閲覧し、情報収集しているが、手書きでの調査となるため、多大な時間や人的労力を費やし、大きな負担となっている上、転記ミスによる課税誤りの恐れもある。

事務の効率化及び正確な課税の確保のために、登記所から都道府県への電子データによる通知の早期の実現をお願いしたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

令和2年から、登記情報電子データがオンラインで登記所から市町村に提供される予定であり、市町村がこのオンラインで提供された登記情報電子データを都道府県に提供する方策をまずは検討すべきであるが、その場合において、現行規定で対応可能かどうかも含め、法的根拠を明らかにした上で、あい路となっている課題を洗い出し、必要な対応や方策を検討いただきたい。

また、併せて都道府県が登記所から登記情報電子データの提供を受ける方策についても検討すべきであり、現行の協力要請規定で対応可能かどうかも含め、法的根拠を明らかにしていただきたい。

令和元年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 再検討要請

管理番号

144

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

不動産取得税に係る登記情報電子データの提供

提案団体

千葉県

制度の所管・関係府省

総務省、法務省

求める措置の具体的内容

不動産取得税の課税資料として、都道府県知事が登記情報の電子データの提供を受けられるよう、地方税法において、規定を創設していただきたい。(法務局と市町村間による登記情報の提供においては、同法第 382 条による規定が設けられている。)

また、現行の制度内においても電子データを提供することが可能であるならば、その旨を関係機関(各都道府県等)に対し、通知等により周知していただきたい。

なお、登記情報の電子データを都道府県が活用できることとなった場合は、月 1 回程度の提供を受けることが望ましい。

具体的な支障事例

【課税制度】

不動産取得税は、地方税法第 4 条第 2 項第 4 号の規定により道府県が課するものであり、不動産を取得した者に対して課される税金である(同法第 73 条の 2 第 1 項)。不動産の取得の事実については、不動産の取得者による申告(当該不動産の所在地の市町村を経由)又は不動産の所在する市町村長が自ら取得の事実を発見した場合に、都道府県知事へ報告する旨が規定されている(同法第 73 条の 18)。

【支障となっている業務】

不動産取得税の適正な課税を行うに当たっては、申告があった場合はその内容が真正なものであるかを確認するため、また、申告がなされない場合は、所有権取得の事実を捕捉するため、官公署への協力要請(地方税法第 20 条の 11)により県税事務所職員が法務局へ赴き、登記申請書簿冊を全て閲覧し、所有権移転登記に係る登記情報を書き写しており、膨大な作業を要している。(平成 30 年度における登記申請書の閲覧・書き写しについては、千葉地方法務局及びその支所等 15 か所へ、地域を管轄する県税事務所職員が毎月 4 回程度(1 回に 2~4 人)赴き、約 10 万件を書き写している。)

【規制緩和の必要性】

この収集方法は、調査に多くの時間及び人員を必要とし、また、書き写し誤り等による課税誤りの恐れがある。

【解決策】

「求める措置の具体的内容」のとおり。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

【提案実現による効果】

法務局調査で閲覧した内容の書き写し誤りや把握漏れによる課税誤り、課税漏れを防ぐことができ、より適正、かつ、公正な賦課徴収が可能となるほか、収集事務の大幅な削減等がなされ、早期課税を行うことができる。

根拠法令等

地方税法第 20 条の 11
地方税法第 382 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

青森県、岩手県、福島県、栃木県、神奈川県、富山県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県

○当県においては、登記所に出向くことなく、市町村より紙ベースでの登記済情報の提供を受け課税資料としている。資料が紙ベースであることから、賦課入力資料作成の際、誤って記入する事例があり、その確認作業に時間を要している。

○課税資料収集については、当県においても、県税事務所職員が毎月法務局に出向き、登記申請書を閲覧し、必要事項を手書きで写している。転記ミス、収集漏れ等に加え、事務所によっては複数の法務局での資料収集が必要であることから、数日にわたり、複数人が出張し、事務所での窓口・電話対応が手薄になるといった問題もある。

○登記情報サービスは、費用面で利用できない状況である。

○昨年末に、共同住宅の敷地が地上権であったものを所有権と誤認し、資料収集したことによる課税誤りが判明し、追加調査を行ったところ、県全体で 127 件、約 958 万円の課税誤りが判明した。直ちに、①現在行っている手書きの資料収集方法に加え、登記情報を写真撮影し課税資料とすること、②登記情報を書き写す様式を見直すこと、③地上権等が設定された共同住宅の敷地の課税入力の有無を毎月確認すること、④初任者に対する研修内容を見直すこと、等の再発防止策を講じたが、手書きの資料収集方法を継続する限り、課税資料の収集漏れや収集誤り等のヒューマンエラーを払拭することはできないと考える。

各府省からの第 1 次回答

【総務省】

現行制度では、不動産取得税に係る課税資料は固定資産税と密接に関連するため、都道府県は市町村が決定する当該不動産の価格とともに市町村経由で収集することとされているところであり、都道府県が課税資料を市町村経由で収集できない理由や連携上の課題等についてよく伺いながら、法務省と必要な対応を検討をしてまいりたい。

【法務省】

要望内容の実現に当たっては、登記所から都道府県に情報を提供するための根拠規定の整理やシステムの整備が必要となることから、その必要性、費用対効果及び具体的な実現方法等について、総務省と検討を進めてまいりたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

地方税法第 73 条の 18 及び第 73 条の 22 では、市町村が不動産の取得の事実を把握した場合には、不動産の価格と合わせて都道府県に通知することとなっている。

今回、登記情報の電子データが登記所から市町村に提供され、かつ、そのデータについて市町村が都道府県に提供することを法務省が許容すれば、将来的には都道府県もデータの取得が可能になる、という考え方はこの規定を踏まえたものと考えられる。

しかし、令和 2 年 1 月の法務省システム更改によるオンライン化に先立ち、平成 18 年 3 月から、登記所と市町村の間において USB メモリーによる電子データの提供が可能とされているが、実態としては、県内市町村において登記所の電子データを活用している例は把握していない。要因は複数考えられるが、主に市町村が課税業務に電子データを活用するためには多額の費用を要し、簡単には対応できないためと考えられる。

したがって、今後、オンライン化の環境が整備されたとしても、市町村が登記所の電子データをシステム利用できる環境を整えない限り、市町村が登記所から電子データを取得し、そのデータが都道府県に提供されるという状況は実現しない。

こうした状況の中、早期に提案事項を実現させるためには、地方税法による規定整備または関係機関との協力関係の確立によって、都道府県が登記所から電子データを直接取得することが最良であるとともに、現制度下の支障を改善する地方分権改革の趣旨にも沿うものと考え、提案したものである。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【鳥取県】

登記データを用いた課税処理は、手書きによる転記ミスを防ぎ、業務の効率化に大きく貢献することが期待されるが、現行法では入手先は市町村のみに限られている。そして市町村のほとんどが登記データを用いた固定資産課税台帳の変更処理を行っておらず、法務省のシステム更新がなされる令和2年度以降においてもシステム改修費用のメドがつかないことや、台帳と登記とのずれが解消されていないなど、早期のデータ導入の意思はなく、県が市町村からデータ形式で不動産取得の情報を収集するのが遠い将来のことになってしまう。電子政府を推進するならば、市町村のシステム普及を待つのではなく、法務局から直接データ提供を受けられる仕組みが必要である。

【山口県】

本県では、登記所から電子データで通知を受けている市町が少ないことから、県には紙ベースでの情報提供となるため、本県の事務効率化に繋がりにくい。

それに加え、課税漏れの懸念や補足情報収集が必要であることから、当初から登記所で登記申請資料を閲覧し、情報収集しているが、手書きでの調査となるため、多大な時間や人的労力を費やし、大きな負担となっている上、転記ミスによる課税誤りの恐れもある。

事務の効率化及び正確な課税の確保のために、登記所から都道府県への電子データによる通知の早期の実現をお願いしたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

令和2年から、登記情報電子データがオンラインで登記所から市町村に提供される予定であり、市町村がこのオンラインで提供された登記情報電子データを都道府県に提供する方策をまずは検討すべきであるが、その場合において、現行規定で対応可能かどうかも含め、法的根拠を明らかにした上で、あい路となっている課題を洗い出し、必要な対応や方策を検討いただきたい。

また、併せて都道府県が登記所から登記情報電子データの提供を受ける方策についても検討すべきであり、現行の協力要請規定で対応可能かどうかも含め、法的根拠を明らかにしていただきたい。

令和元年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 再検討要請

管理番号

157

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

許認可事務における法人登記簿謄本(登記事項証明書)の省略

提案団体

大阪府、滋賀県、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

内閣官房、総務省、法務省

求める措置の具体的内容

法律や施行規則で法人登記簿謄本(登記事項証明書)の添付が求められているものについては、申請を受ける自治体側が内容を確認できれば、法人登記簿謄本(登記事項証明書)の添付を不要とし、内容確認の手段として自治体が登記情報提供サービスを利用する際には、登記手数料及び協会手数料の支払いに係る義務付けの廃止を求める。

具体的な支障事例

法人である事業者が許認可等の申請を行う場合、法令の規定により、添付書類として法人登記簿謄本(登記事項証明書)が必要となることが多く、複数の申請を行う事業者にとって、申請の度に法人登記簿謄本(登記事項証明書)を準備することは時間的、コスト的に負担となっている。

平成30年の提案募集において、「登記情報提供サービスを地方公共団体の職員が職務上利用する場合の登記手数料及び協会手数料の支払いに係る義務付けの廃止を求める。」との提案がなされ、対応方針の記載内容は、「官公署から管轄登記所に法令に基づく登記情報の提供依頼があった場合に、オンラインでこれを無償提供することを可能とし、2020年度から運用を開始する。」とされている。ただし、対象となる法律が不動産登記法とされているため、法人登記簿謄本(登記事項証明書)について同様の対応はなされないものと思われる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

法人である事業者にとって、許認可等の申請毎の法人登記簿謄本(登記事項証明書)の提出が不要になれば、時間的にもコスト的にも負担の軽減に繋がり、行政手続の簡素化の観点から有意義である。

また、内閣府が進める各省庁のデジタルガバメント中長期計画(ex.法務省)において、法人登記情報の連携が国の行政機関間でなされる見通し。

当該情報連携の対象を、地方自治体にまで広げることで、地方の電子化の推進を図り、事業者のさらなる時間的・コスト的負担の軽減に繋がることから、より一層の効果が期待でき、国の施策にも合致するものである。

根拠法令等

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律

電気通信回線による登記情報の提供に関する法律

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

埼玉県、新潟市、愛知県、島根県、福岡県

○公益法人・移行法人の届け出において法人の登記事項証明書の取得・提出の失念があり、取得し提出しなおしていただいた例がある。

各府省からの第 1 次回答

登記事項証明書については、「デジタル・ガバメント実行計画」(平成 30 年 7 月 20 日デジタル・ガバメント閣僚会議決定)等に基づき、行政機関間の情報連携の仕組みの構築を進めているところ、具体的には、法人の登記事項証明書について、行政機関間の情報連携の仕組みを 2020 年度(令和 2 年度)内に運用を開始する予定である。当該仕組みを利用して行政機関が法人の登記事項証明書に係る情報を確認することにより、申請者による法人の登記事項証明書の提出を不要とすることが可能となる。また、当該仕組みは、国の行政機関における情報連携の開始後、その実施状況を踏まえ、地方公共団体における情報連携についても検討していく予定である。

上記のとおり、今後、地方自治体との情報連携も検討・実現されることにより、御提案の内容については実質的に措置されることになり、登記情報提供サービスでの対応を求める実益がなくなるものと考えている。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

2020 年度に国の行政機関間で登記事項証明書の情報連携ができる仕組みの運用が開始された後、予定されている地方公共団体における情報連携についての検討を確実にかつできる限り早期に行っていただきたい。また、当該仕組みは、地方公共団体が簡易に利用できるものにしていただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

令和元年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 再検討要請

管理番号

178

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

戸籍法 48 条1項受理証明書の請求者の拡大および同条2項届書記載事項証明書の特別の事由の明確化

提案団体

豊田市

制度の所管・関係府省

法務省

求める措置の具体的内容

受理証明書について、請求できるのは、戸籍法 48 条1項に規定されている届出人だけとなっているが、出生や婚姻・離婚を証する証明書として受理証明書を求められるケースが多く、利害関係人にも発行できるように改正する。
また、届書記載事項証明書について、戸籍法 48 条2項に規定されている特別の事由が具体的にどのような場合か明確にされておらず、発行可否を判断できないため、明確化を求める。

具体的な支障事例

身分関係を証明する書類の提示を求められるケースとしては、児童扶養手当を受ける場合や、携帯電話の家族割りを申し込む場合等多岐にわたるが、戸籍がない外国人は、受理証明か届書記載事項証明によってしか身分関係を証明できない。
そうした中であって、受理証明の請求は届出人本人にしか認められていないため、届出人の委任状が準備できない場合や届出人が死亡してしまった場合等、届出人でない父母や子が必要としていても取得できないといった事態が発生している。
また、届書記載事項証明は、在留資格の更新や婚姻・離婚の無効等、極めて限定された場合にしか取得できないことから、外国人住民は身分関係の証明が困難になっており、虚偽の使用目的で届書記載事項証明を請求し、トラブルとなる事態も発生している。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

出入国管理及び難民認定法並びに法務省設置法の一部を改正する法律案が可決されたことにより、外国人労働者の受け入れが拡大され、今後、身分関係を示す書類が必要なケースが増加することは明白である。提案の実現により、外国人住民の利便性向上に加え、虚偽の請求等によるトラブルの回避にもつながる。

根拠法令等

戸籍法第 48 条第1項・第2項、第 25 条第2項、第 49 条第1項・第2項第3号
戸籍法施行規則第 58 条第2号、昭和 24 年 3 月 23 日付け民事甲第 3961 号民事局長回答、昭和 24 年 11 月 10 日付け民事甲第 2616 号民事局長通達

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

苫小牧市、ひたちなか市、桶川市、柏市、川崎市、高山市、浜松市、豊橋市、春日井市、西尾市、豊明市、京都市、島本町、徳島市、宮崎市

○受理証明の請求は届出人本人にしか認められておらず、委任状が準備できない場合や届出人が死亡してしまった場合等、届出人でない父母や子が必要としていても取得できないといった事態が発生している。また、届書記載事項証明は、極めて限定された場合にしか取得できないことから、外国人は身分関係の証明が困難になっている。

○出生届の受理証明の届出人は父母のどちらかが通常だが、届出人とは別の配偶者が来た際に現状交付できない。成年被後見人がなくなって、後見人が裁判所に提出するために必要と請求をしにきたが、判断ができなかった。

各府省からの第1次回答

届書の受理又は不受理の処分は、届出人に対する処分であり、届出人が、特に創設的届出につき、受理により身分関係が形成されたことを明らかにする必要があること等から、戸籍法第48条第1項により受理・不受理についての証明書を市区町村長に請求することが認められている。したがって、この請求は、受理又は不受理処分の対象者である当該届出人以外の者には認めることができないものと考えられるため、要望に応じることは困難である。ただし、同条2項により、利害関係人は、特別の事由がある場合に限り受理した届書の記載事項証明書を取得することができることから、記載事項証明書により身分関係を証明することができる。届書記載事項証明書については、戸籍法第48条第2項において「特別の事由」がある場合に限り請求できるとされているが、請求理由が「特別の事由」に該当するかどうかは個別具体的な検討により判断されることから、明確化をすることは困難であるとする。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

戸籍法48条第2項における、「特別の事由」に該当するかどうかは個別具体的な検討により判断されるとのことだが、市町村判断で検討し発行可否を決めるということではよろしいか。そうであれば、今回の支障については解決に至るものとする。

市町村判断でないとすると、地方法務局と検討をすることになると思われるが、発行基準が明確になっていない以上、その都度照会をかけては事務量や請求者の拘束時間が格段に増加することになる。実務的な部分も考慮したうえで、市町村判断でということであればその旨を明記していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【春日井市】

受理証明書は、届出の受理により身分関係が形成されたことを明らかにするものであるが、届出人に限らず親族等の利害関係人も必要となる場合がある。特に出生届については、父母は同順位の届出義務者であるにもかかわらず、届出人でない側が申請したが取得できずトラブルとなるケースがある。また、届書記載事項証明書については、請求の都度書式を作成することは困難であり、通常は届書の写しをもって交付しているが、受理証明書に比べ多くの個人情報記載されている。受理証明書は、記載事項証明書より限定された内容であるにもかかわらず、申請者の範囲が記載事項証明書より厳格であることについては疑義があるとする。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

令和元年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 再検討要請

管理番号

207

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

戸籍関係証明書のオンライン請求に係る本人確認の簡素化

提案団体

市川市

制度の所管・関係府省

法務省

求める措置の具体的内容

法務省の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第4条第2項において、電子署名が必須とされているが、これを総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第4条第2項ただし書きと同様に、行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない旨を規定することを求める。

具体的な支障事例

郵送での請求が可能な戸籍関係証明書の交付について、オンラインでの請求では電子署名を必須とする規定となっているが、マイナンバーカードが必要であること、さらにICカードリーダーを用いなくてはならないことから、現行制度ではオンライン請求をするためにICカードリーダーを準備する必要があり、利用者の自己負担が生じるなど、利用者が簡易に申請できるシステムの構築が困難になっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

オンライン申請時にマイナンバーカードやICカードリーダーが不要となり市民の利便性が向上する。

根拠法令等

法務省の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第4条第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、高山市

—

各府省からの第1次回答

オンラインにより戸籍謄本等を請求する場合においては、電子署名を行わなければならないとされている（戸籍法施行規則第79条の3第2項）。
他方、行政手続等における情報技術の利用に関する法律施行規則第4条第2項ただし書においては、電子署名のほか、行政機関の長が指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでないとされる。
戸籍謄本等は、個人のプライバシーに係る個人情報に記載された証明書であり、請求者の本人確認は慎重に

行われるべきものである。その点、電子署名はオンライン請求における本人確認の手段としては信頼性の高い方法であると考え。技術革新によって、電子署名よりも簡便かつ信頼性の高い方法が構築されると思われるが、現時点においては電子署名によるほかないと考えられる。
したがって、要望に応じることは困難と考える。

各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解

御回答の趣旨については承知した。
しかし、現状の電子署名による本人確認は、請求者が PC と IC カードリーダーを用意しなくてはならないことから、利便性が高いシステムとは言えないと考えている。
今後の技術革新により、安全性を確保しつつ請求者の利便性の向上が図られる場合には、積極的な対応をお願いしたい。

各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

令和元年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 再検討要請

管理番号

208

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

一部事務組合における不動産の登記手続の簡素化

提案団体

静岡県、埼玉県、南豆衛生プラント組合、三島市外三ヶ市町箱根山林組合、三島市外五ヶ市町箱根山組合、三島市南広域行政組合、富士山南東消防組合、裾野市長泉町衛生施設組合、伊豆市沼津市衛生施設組合、御殿場市・小山町広域行政組合、駿豆学園管理組合、共立蒲原総合病院組合、志太広域事務組合、大井上水道企業団、駿遠学園管理組合、牧之原市菊川市学校組合、相寿園管理組合、袋井市森町広域行政組合、浜名湖競艇企業団、浜名学園組合、東遠工業用水道企業団、掛川市・袋井市病院企業団

制度の所管・関係府省

法務省

求める措置の具体的内容

現状、一部事務組合が所有する不動産の登記手続において、法務局から「一部事務組合の資格証明書」(一部事務組合の「名称」「所在地」「管理者」を都道府県知事の名で証明)の提出を求められるが、これを「設立許可書の写し」「組合規約」の確認等へ変更すること。
上記提案が困難であるならば、年間に登記申請を複数回行う団体があることを考慮し、資格証明書について法務局からの原本還付を認めること。

具体的な支障事例

【一部事務組合】

地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体であり、構成団体の議決を経た協議により規約を定め、都道府県知事の許可を得て設置されるもの。

【支障事例】

現状、一部事務組合の「名称」「所在地」は規約の必要的記載事項であることから、これら「2項目」については、規約に基づき資格証明を行っている。

しかしながら、管理者については「その選任方法」が規約の必要的記載事項とされており、規約により管理者の確認が可能な場合もあれば、規約のみでは管理者が判然としない場合もある。

「管理者」に変更等があった場合に、都道府県知事に対する届出義務等もないことから、規約により管理者が判然としない場合は、都道府県は管理者の証明根拠を有していないこととなる。(現状は組合側への管理者の確認に基づき資格証明を行っている。)

【支障解消策】

組合規約の確認や組合側への管理者の確認は、法務局窓口でも行い得るものである。また、規約等の真正性については、地方自治法に基づき設置された特別地方公共団体の執行機関たる管理者が「原本証明」することで担保されるものと考えられる。

制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

一部事務組合にとっては、登記手続が当該組合の内部手続のみで完了することとなり、また、都道府県においては、煩雑な事務手続(年間 10~20 件程度)が不要となるなど行政の効率化が図られる。

根拠法令等

なし

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、長泉町

○同様の事例として、農政局への肥料取締法に基づくコンポストの登録証の住所変更手続きについて、一部事務組合の資格証明書の提出を求められた事例があり、都道府県は証明根拠を有しておらず対応が難しい。

各府省からの第１次回答

一部事務組合が登記手続を行う際には、添付情報の一つとして、当該一部事務組合の代表者の資格を証する情報を提供する必要があり（不動産登記令（平成 16 年政令第 379 号）第 7 条第 1 号）、登記官は、提供された情報から、申請人が一部事務組合の代表者であることを確認しているところ、一部事務組合は、総務大臣又は都道府県知事の許可を得て設立され、その組織、事務及び規約の変更等についても、総務大臣又は都道府県知事の許可が必要であるとされ、また、解散についても総務大臣又は都道府県知事への届出が必要とされていることから、当該一部事務組合の代表者の資格を証する情報としては、当該一部事務組合の設立許可等を行った総務大臣又は都道府県知事が当該一部事務組合の「名称」、「所在地」、「代表者（管理者等）」を証明した書面を提供するよう求めざるを得ない。「設立許可書の写し」や「組合規約」では、登記申請時点における一部事務組合の代表者を確認することができず、登記の真正を担保することができないことから、当該一部事務組合の代表者の資格を証する情報として「設立許可書の写し」や「組合規約」で足りるとする取扱は困難である。

他方で、登記申請の添付書面の原本還付については、不動産登記規則（平成 17 年法務省令第 18 号）第 55 条第 1 項により、当該申請のためにのみ作成された書面等を除き、還付することが認められており、総務大臣又は都道府県知事が作成した証明書についても、他の登記申請において使用するものであれば、現行の制度においても還付に応じているところである。

各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解

一部事務組合から届出義務等のある規約の内容については、都道府県で証明等せざるを得ないことは承知した。

また、添付書類の原本還付により一定の事務の効率化が見込まれるため、今後一部事務組合に周知を図っていく。

各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

令和元年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 再検討要請

管理番号

229

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 26 条に基づく通報対象者の基準の明確化

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

法務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 26 条に基づく通報対象者の基準を明確にすること。

具体的な支障事例

【現状】

法第 26 条では、「矯正施設の長は、精神障害者又はその疑のある収容者を釈放、退院又は退所させようとするときは、(略) 都道府県知事に通報しなければならない。」とされ、法第 27 条において、「都道府県知事は、第二十二條から前条までの規定による申請、通報又は届出のあった者について調査の上必要があると認めるときは、その指定する指定医をして診察させなければならない。」とされている。

【支障事例】

現在、通報対象者が明確でないため、矯正施設から単なる不眠により睡眠薬を服用している者についても、同法第 26 条に基づく通報がなされている場合等があり、県及び矯正施設にとって必ずしも必要とは認められない事務手続きが発生している。そのため、通報を受ける自治体において、通報対象者一人一人に対する対応が十分に行えず、支援が必要な対象者を見逃す恐れがある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

通報対象者を明確にすることで、県及び矯正施設の事務の効率化が図られる。また、通報件数の減少により、通報対象者に対する対応がより適切に図られることが期待される。

根拠法令等

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 26 条、27 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、仙台市、福島県、千葉市、川崎市、石川県、浜松市、京都市、大阪府、兵庫県、南あわじ市、広島市、徳島県、熊本市

○法律の条文を字義通りに解釈するあまり、「矯正施設内の精神科医の判断においても措置診察の必要性はない」とする出所者についても通報がなされているのが実態である（※参考…平成 26～30 年度 通報件数 108、うち要診察件数2、うち要措置入院件数2）。通報を行う事例については矯正施設内の精神科医の判断によって少なくとも措置診察を実施する必要性がある者に限ることとし、かつ「被収容者の釈放に関する訓令の運用について(依命通達)」(法務省矯正局長通知、平成 18 年5月 23 日法務省矯成第 3373 号)の4(2)に記載の

とおり、被通報者を帰住地のある矯正施設へと移送後に通報を行うよう、取扱いを整理していただきたい。

○提案市においての状況については、当市におきましても、同様に見込まれますので、ご提案のとおり、26条による通報対象者を明確にすることで、県及び矯正施設の事務の効率化が図られるとともに、また、通報対象者に対する対応がより適切に図られることが当市においても期待されます。

○当県においても、26条通報のうち9割5分以上が、自傷他害要件を認めない簡易通報となっており、不要な事務処理が多く発生している。23条通報と同様に通報の基準を自傷他害のある場合に限定するなど必要な場合にのみ通報がなされるよう、基準を明確にしていきたい。

○当県においても、昨年度の通報46件のうち、45件を診察不要としている。そのほとんどが、覚せい剤後遺症、軽度知的障害、発達障害、不眠症等であり、対象の明確化が望まれる。

○当県も同様に、現在、通報対象者が明確でないため、矯正施設から、3年前に摂食障害で入院歴はあるが、現在は問題の無い状況の者についても、同法第26条に基づく通報がなされている場合等があり、県及び矯正施設にとって必ずしも必要とは認められない事務手続きが発生している。そのため、通報を受ける自治体において、通報対象者一人一人に対する対応が十分に行えず、支援が必要な対象者を見逃す恐れがある。

○矯正施設等からの通報対象者が明確でないため、不眠のため睡眠薬を処方・内服しているだけで同法第26条に基づく通報がなされている事例があり、必ずしも必要とは認められない調査及び事務手続きが発生している。そのため、通報を受ける自治体側として、通報対象者への対応のための時間が削除され、支援が必要な対象者への支援が十分行えない状況が生じる可能性がある。

○単なる不眠症や認知症の者についても、法律第26条に基づく通報がなされており、自傷他害のおそれが認められない通報に対する事務処理が多く発生している。

○当市の平成30年度の申請通報届出件数は年間348件で、このうち26条通報は約20%の68件を占めている。この68件のうち、約97%の66件が事前調査の結果、措置診察不要となっている。左記にあるとおり、不眠症の者や、医師より「措置診察不要」と診断された者までを通報対象にする現状は、事務の不効率と考える。適切な事務を行うため、通報対象者の選定要件の見直しを図りたい。

○提案した九州地方知事会と同様に支障事例を把握しており、通報対象者を明確にする必要がある。

○当都道府県においても、措置診察が必要とされる事例に比して必要とされない事例の通報が大多数を占めており、さらに、「診察不実施の際の通知」を矯正施設から求められるため、矯正施設内で不投薬で、あきらかに集団行動が可能で自傷他害の恐れのない事案についても、事前調査（聞き取り）を行った上で、診察不実施を書面通知している。通報基準が明確になれば、より事務の効率化を図ることが可能であると考えられる。

○提案団体の支障事例と同じく、矯正施設から単なる不眠により睡眠薬を服用している者等についても、同法第26条に基づく通報がなされている場合があり、市及び矯正施設にとって必ずしも必要とは認められない事務手続きが発生している。そのため、通報を受ける自治体において、通報対象者一人一人に対する対応が十分に行えず、支援が必要な対象者を見逃す恐れがある。

○当市においても、服薬を行っていたただけで、服役中に特段の問題行動も見られず、生保護施設等に入所予定の者等、措置の必要性がないと推察される者の通知を求められる事例が散見されている。また、同様に法第24条による検察庁からの通報においても、既に入院中の者であったりする事例が見受けられる。

各府省からの第1次回答

精神保健福祉法第26条に基づく矯正施設の長からの都道府県知事に対する通報の取扱いに関する考え方については、提案自治体から提示された支障事例等を踏まえ、関係府省と協議しつつ、対応方針について検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

国において、法第26条による通報を行う矯正施設を対象に通報の現状等を調査し、実態把握に努めていただきたい。

その上で、「具体的な支障事例」に記載しているような事例が生じないよう、通報対象者及び運用に係る基準を明確にしていきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

令和元年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 再検討要請

管理番号

274

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

所有者不明空き家に対する地方公共団体への財産管理人選任申立権の付与

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

総務省、法務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

所有者不明空き家に関し、地方公共団体(市町村)への財産管理人選任の申立権を付与することを求める。

具体的な支障事例

所有者不明空き家の活用・除却の促進には、財産管理人制度(不在者財産管理人:民法第25条～第29条、相続財産管理人:民法第951条～第959条)の活用が有効であるが、現行では、「利害関係人」として認められる場合でなければ、地方公共団体であっても財産管理人選任の申立てができないこととされている。京都市では、空き家対策の一環として財産管理人制度を活用するべく京都家庭裁判所に申立ての相談をしたところ、地方公共団体が債権を有している空き家でなければ利害関係人に該当しない可能性が高いとの説明を受けた。

一方で、所有者不明空き家に対し、空家等対策の推進に関する特別措置法第4条により空き家対策を実施する責務を負う地方公共団体から財産管理人選定の申立ができないと、同空き家の活用や除却の進展が滞り、空き家問題に対する適切な対処が不十分なものとなる。

空き家の増加は、地域の防災や防犯、生活環境、景観などに悪影響を及ぼし、更にはまちの活力の低下につながる等、地域のまちづくりを進めるうえで大きな課題となっている。特に、所有者不明の空き家は、そのまま放置されることで、空家特措法で規定される「特定空家等」にまで至ってしまう蓋然性が高い。

平成30年6月に成立した所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第38条において、所有者不明の「土地」について地方公共団体に申立権が付与されたことを踏まえ、空家法上の「空家等」についても同様の規定を設けていただきたい。

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

所有者不明の空き家に対し、地方公共団体による財産管理人制度の活用が可能になることにより、所有者不明の空き家の活用が促進される。

根拠法令等

民法第25条～第29条(不在者財産管理人)、民法第951条～第959条(相続財産管理人)、空家等対策の推進に関する特別措置法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

いわき市、須賀川市、ひたちなか市、多治見市、豊橋市、春日井市、大阪府、八尾市、米子市、大村市、宮崎市

○本市においても、所有者のいない空き家を「特定空家等」に認定したうえで、財産管理人制度を活用した例がある。しかし市内には所有者が不明の空き家（特定空家等にはまだ認定できない）があり、対応に苦慮している。

○これまでに5件相続財産管理人制度を活用し、うち2件が完了の見込みである。いずれも空家の担当課ではなく、固定資産税を債権とする税担当課が申し立てを行った。相続財産管理人制度を活用しているといえるが、債権のある物件に限られること、税担当課との調整が必要なことなど、空家担当課が実施したいものと必ずしも一致するとは限らないのが現状といえる。

○本市では、条例に基づく応急措置を行った所有者不明空家に関する措置費用について、債権を有する「利害関係人」として財産管理人選任の申し立てを行った事例がある。現行の制度では空家の所有者調査で取得できる税情報については課税に必要な情報に限定されており、市税の滞納状況等他の債権の有無が不明であるため、空家対策部局において、何らかの措置を行わない限り「利害関係人」となり得ず、空家が老朽化し、措置が必要になるまで放置するしかないため、所有者が不明若しくは相続人不存在が判明した時点で申し立てができれば空家対策に有効であると考ええる。

○当市では、財産管理人制度活用の実績はないが、老朽化した空き家の危険性を考えると、実効性を伴う手法で速やかに対応することが望まれる。そのような観点から、早期に「申し立て権」を付与することは有益であると考ええる。

○当市においても法定相続人全員による相続放棄がなされた空き家が多数あり、対応に苦慮しているところである。管理不全な状態がほとんどのなか、建屋の状態が良く使用できるものも一部あるが、利害関係人が存在しないため、老朽化していくのを何もできずに見ているだけとなっているケースがある。一方で、危険性が著しく高い空き家に対しては、特定空家等の認定を行うことで、行政が利害関係人として財産管理人の申し立てが可能になると、提案団体の事例により認識している。提案にある申し立て権の付与は、危険性が無い所有者不在の空き家を流通させるために有効なものと考えるが、申し立てに伴う裁判所への予納金納付に対する負担軽減があわせて必要と考える。

○すでに相続人が全員相続放棄をしていることが確認されているにも関わらず、特定空家に認定するほど老朽化していない空家が一定数存在する。そういった空家の解消が期待できる。

○当市には、相続人不存在の特定空家等（母屋・小屋）が存在していたが、市道沿いの小屋が、市道側へ倒壊するおそれがあったため、略式代執行にて除却を行った。しかし、母屋は依然敷地内に残っており、相続人不存在の案件として対応に苦慮している。現行では、「利害関係人」として認められる場合でなければ、財産管理人選任の申し立てができないこととされているが、直接の利害関係のない場合でも市が、裁判所へ財産管理人選任の申し立てを行うことができるようになれば、特定空家等の除却を進める上で効果的であると思料されるため。

各府省からの第1次回答

【総務省】

空き家管理のための財産管理制度の活用は、国土交通省が把握しているだけでも163件の実績（平成27年5月～平成30年10月）があり、地方公共団体が空家等に対する債権を有していない場合に財産管理制度を活用した事例も含めて、国土交通省においてすでに事例集を策定して周知を図っているところである。

【法務省】

現行法においても、市町村は、利害関係があると認められる場合には、不在者の財産管理人の選任等の申し立てをすることができる。そして、この利害関係は、申立人である市町村が不在者等に対して租税債権を有する場合に限って認められるものではなく、空家の所有者が不在者等となっている事案においても、個別の事情に応じて、市町村が不在者等の財産の管理についての利害関係を有すると認められる場合には、適切に財産管理人が選任されているものと認識している。

したがって、ご指摘の法改正の要否については、不在者等の利益の保護という財産管理制度の趣旨を踏まえ、慎重な検討を要するものと考えられる。

なお、空家の敷地が所有者不明土地であり、土地の適切な管理のために特に必要があると認められるときは、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）第38条により、地方公共団体の長等は、利害関係の有無を問わず、不在者の財産の管理人の選任等の申し立てをすることができる。管理人は不在者の財産の全般を管理することができるため、空家と敷地の所有者が一致する場合には、管理人において空家についても管理をすることができることとされている。

【国土交通省】

空き家管理のための財産管理制度の活用は把握しているだけでも163件の実績（平成27年5月～平成30年10月）があり、国交省としては、地方公共団体が空家等に対する債権を有していない場合に財産管理制度を活用した事例も含めて、すでに事例集を策定して周知を図っているところである。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

国土交通省の公表している事例集においては、空家等に対する債権を有していなくても、空家特措法上の責務があることを理由に地方公共団体に申立権が認められた事例も記載されているが、京都市においては、家庭裁判所から、債権を有していなければ申立ては困難という見解を示されている。空家特措法上の責務を理由に利害関係人として認めることが可能か否かについては、国から統一的な解釈が示されているわけでもなく、裁判所によって対応にばらつきが出ていることから、地方公共団体が必要に応じて自らの判断で申立てを行うことができるよう、地方公共団体に対して財産管理人選任申立権を付与すべきである。

法務省の一次回答では、「法改正の要否については、不在者等の利益の保護という財産管理制度の趣旨を踏まえ、慎重な検討を要する」とのことだが、不在者等の利益の保護という観点を踏まえた上で、今回求める措置は不在者等の利益を損なうものではなく、公益性及び必要性が高いことに鑑み、慎重な検討ではなく積極的な検討をお願いしたい。

また、法務省の一次回答では、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成 30 年法律第 49 号）第 38 条の特例の活用について言及されているが、この特例は、

- ・建築物の部分にのみ管理不全状態がある場合
- ・土地と建築物の所有者が異なる場合

には、空家対策に活用できないのではないか。財産管理制度の十分な活用のため、今回提案の措置について、再度検討をお願いしたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【米子市】

事例集によって、地方公共団体が空家等に対する債権を有していない場合の財産管理制度の活用事例を示していただいていることは承知しているが、地方公共団体が財産管理人選任を申し立てることができる「利害関係人」にあたるかどうかについては、個別案件による判断となっており、地方公共団体としては慎重にならざるを得ず、特定空家等の改善に向けた取組が進めにくい状況にある。所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第 38 条の規定と同様に、所有者不明の空き家に対する地方公共団体の財産管理人選任の申立権を法で明確にすることにより、空き家の活用・除却を促進することが可能となり、管理不全な空き家の改善につながると考える。

また、所有者不明土地について、地方公共団体が財産管理人として選任されたとき、空家と敷地の所有者が一致する場合には管理人が空家についても管理できるとされているが、そもそも対応に苦慮している特定空家等は、土地と建物の所有者が異なる場合が多く、その場合は所有者不明土地の特措法第 38 条の規定では対応できない。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○提案団体や追加共同提案団体の事例のように、空家対策の一環として地方公共団体が財産管理人制度を活用しようとした際に、民法第 26 条及び第 952 条の「利害関係人」に該当しないことを理由として、財産管理人選任の申立てが認められなかった、あるいは断念した事例については、その実態を適切に把握していただきたい。

○特定空家に限らず、空家に関する必要な措置を適切に講ずる空家対策法上の責務は全ての市町村が負うにもかかわらず、財産管理制度を活用しようとしても、債権を有している等の事情により「利害関係人」として認められる場合